令和８年（フ）第２１３５号
福岡市早良区重留６丁目６番10号　メディケア癒やし弐番館
債務者　大庭　鈴子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１６８号
福岡市南区長住５丁目15番409号
債務者　津田　漢久こと　ＳＯＮＧ　ＨＡＮＫＯＯ　宋　漢久
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１８１号
福岡県福津市花見の里３丁目11番５号
債務者　宮木　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１８３号
福岡市城南区長尾３丁目29番20―304号　五反田アパート
債務者　中村美由紀
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６６号
福岡県三潴郡大木町大字前牟田626番地１　サン・フォレスト106号
債務者　井口　幸作
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第６９号
福岡県柳川市三橋町高畑85番地１　パークサイド廻り町201号、前住所福岡県柳川市大和町栄182番地
債務者　上地　一博
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第４５５号
宮崎市恒久１丁目４番地15　奥野アパートＢ棟202号
債務者　有里みよ子（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４６０号
宮崎市大字田吉1361番地10　井崎アパートＢ棟201号
債務者　釘本　真幸
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７５号
宮崎県東臼杵郡門川町上町３丁目40番地　有料老人ホーム　かぞく、住民票上の住所宮崎県延岡市瀬之口町１丁目２番地１　２Ｆ
債務者　山田　隆志
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１８４号
宮崎県延岡市昭和町３丁目1886番地７　市営住宅60―２―２―33
債務者　岸本　武美
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１８５号
宮崎県日向市中堀町２丁目103番地　林田住宅Ｂ号棟
債務者　羽座川　稔
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１８７号
宮崎県延岡市春日町１丁目11番地８
債務者　中村　英司
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１８８号
宮崎県延岡市昭和町３丁目1948番地１
債務者　岡澤美智子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１６２号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠3529番地３
債務者　石塚　富美子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第３２７号
沖縄県沖縄市高原３丁目12―33　島袋勉アパートＢ―７、住民票上の住所沖縄県沖縄市高原３丁目12番28号　島アパート201号室
債務者　宮里　佳代
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
福島県いわき市錦町鵜ノ巣23番地　市営住宅１―202
債務者　松本　直人
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１９０号
福島県いわき市錦町鵜ノ巣23番地　市営住宅１―202
債務者　松本　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部